

## 若葉地区まちづくり推進協議会 会則

### (名 称)

第1条 当会は、若葉地区まちづくり推進協議会(以下「推進協議会」という。)と称します。

### (目 的)

第2条 推進協議会は、「若葉地区 まちの将来像」の実現を図るため、地元、新宿区、事業者などが連携し、協働によるまちづくりを推進することを目的とします。

### (検討区域及び対象区域)

第3条 推進協議会の検討区域は、新宿区若葉二丁目、若葉三丁目の全域及び若葉一丁目、南元町、須賀町の各一部とします。(別図参照)

2 推進協議会の対象区域は、新宿区若葉一丁目、若葉二丁目、若葉三丁目、南元町、須賀町の各一部とします。(別図参照)

### (活 動)

第4条 推進協議会は、第2条に規定する目的を達成するために次の各号に掲げる活動を行います。

- (1) 検討区域におけるまちづくりの推進のために必要な調査、検討を行うこと。
- (2) 対象区域における若葉地区まちづくり協力基準に関すること。
- (3) 若葉地区まちづくり協力基準(以下、「協力基準」という。)に基づくまちづくり協議を行い、協力基準に沿った建築計画となるよう協力を求めること。
- (4) 検討区域内の住民等のまちづくりに関する意向を広く収集するとともに、まちづくりに関する情報を広報すること。
- (5) まちづくりに関する計画、提案等をとりまとめること。
- (6) 推進協議会の申し合わせ事項に関すること。
- (7) その他、第2条に規定する目的を達成するために必要な事項に関すること。

### (会 員)

第5条 推進協議会の会員は、次の各号に掲げる個人及び団体とします。

- (1) 第3条に規定する区域内の土地所有者、建物所有者、営業者又は居住者
- (2) 会長の承認を得た者

### (組 織)

第6条 推進協議会の組織は、次の各号のとおりとします。

- (1) 推進協議会に役員会を置き、全体会の開催、議題及び運営等に関するこの協議並びに第4条第3号の規定に関する活動を行います。

- (2) 役員は、若葉二丁目町会及び若葉三丁目町会からの推薦並びに推進協議会での互選によることとします。ただし、第5条第1号に属する者に限ります。
- (3) 役員会は、会長1名、副会長及び役員若干名をもって構成します。また、推進協議会の会長及び副会長は、推進協議会の役員による互選によることとします。
- (4) 推進協議会の会長は、役員会の会長を兼ねるものとします。

(役員の辞任)

第7条 役員が辞任しようとするときは、役員会に報告することとします。

(会長及び副会長)

第8条 会長は、推進協議会を代表し、会務を総括します。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は、会長が欠けたときは、その職務を代理します。

(会議)

第9条 推進協議会の全体会及び役員会(以下「会議」という。)は、次の各号のとおりとします。

- (1) 会長は、会議を招集し、主催します。
- (2) 会長は、会議の議長となります。
- (3) 会長は必要があると認めるときは、会員を役員会に出席させることができます。
- (4) 会長は必要があると認めるときは、会員以外の者に会議への出席を求め、その意見又は説明を聞くことができます。
- (5) 第4条第3号に規定する議題について直接利害関係を有する会員は、その議事に加わることができません。
- (6) 会長がやむを得ないと認める場合は、会議を書面等で開催することができます。

(事務局)

第10条 推進協議会の事務局は、新宿区都市計画部防災都市づくり課(新宿区歌舞伎町一丁目4番1号)に置きます。

(改正)

第11条 この会則に変更の必要が生じた場合は、役員会において検討のうえ改正するものとします。

(委任)

第12条 この会則に定めるもののほか、必要な事項は、役員会で協議を経て別に定めます。

附 則

(施行期日)

1 この会則は、平成 9 年 3 月 17 日から施行します。

附 則

(施行期日)

1 改正後の会則は、平成 11 年 7 月 9 日から施行します。

附 則

(施行期日)

1 改正後の会則は、平成 13 年 7 月 25 日から施行します。

附 則

(施行期日)

1 改正後の会則は、平成 14 年 9 月 11 日から施行します。

附 則

(施行期日)

1 改正後の会則は、平成 17 年 6 月 28 日から施行します。

附 則

(施行期日)

1 改正後の会則は、令和 4 年 1 月 13 日から施行します。ただし、改正後の最初の全体会において改正の承認を得ることとします。全体会で承認されなかった場合は、全体会において新たな改正案の検討及び改正の決定を行うこととします。

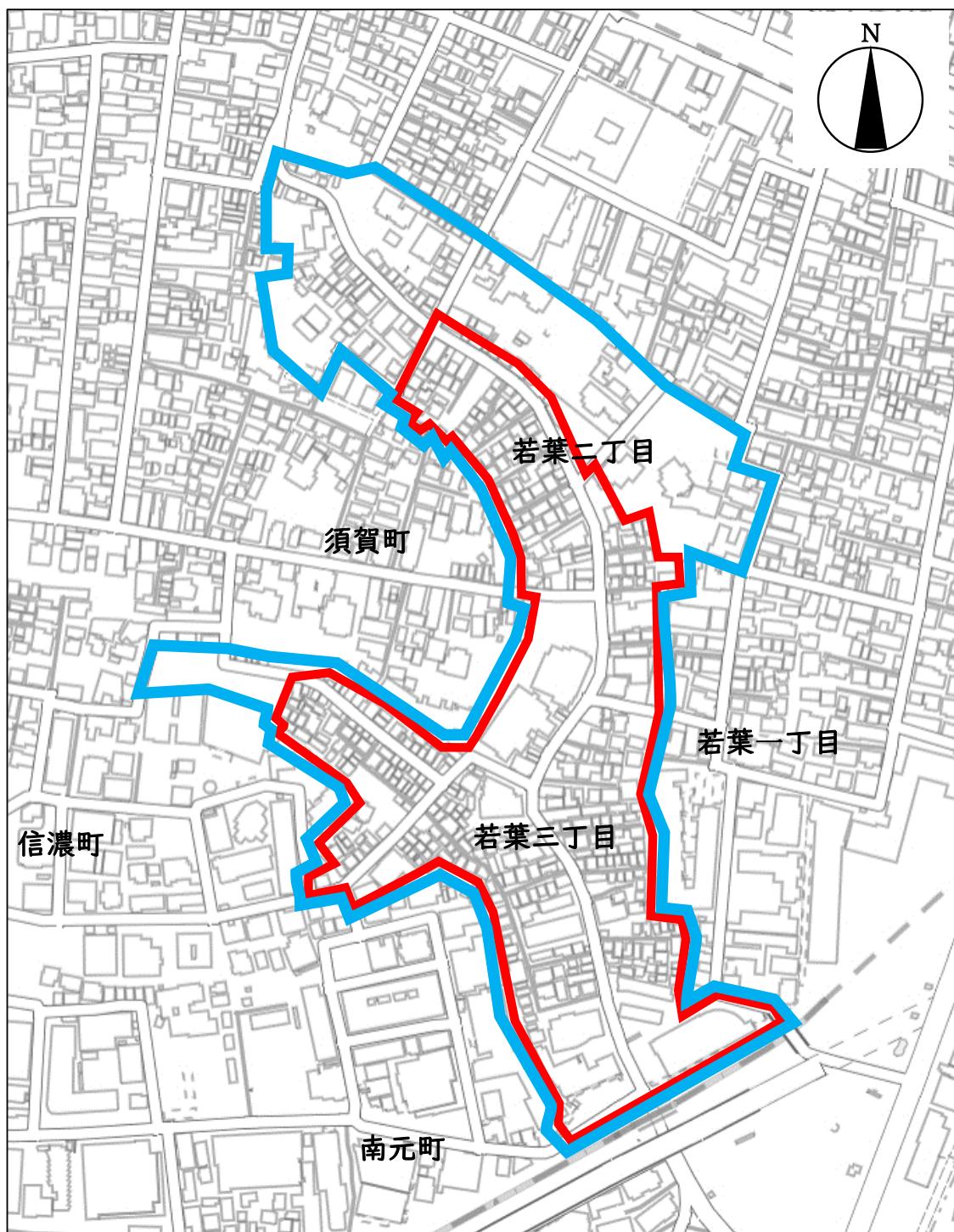
2 改正前の地元部会の会員は、改正後の最初の役員に移行することとします。この場合において、移行した役員の任期の終了日は、改正前の会員の任期の終了日までとします。会長及び地元部会の副会長についても同様に移行することとします。

附 則

(施行期日)

1 改正後の会則は、令和 7 年 12 月 1 日から施行します。

■別図（第3条・第4条関連）



凡例	
	検討区域
	対象区域